令和４年３月31日

建設工事業者の皆様へ

島田市行政経営部契約検査課長

『建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領』の一部改正について

日頃、島田市の建設工事に関し、深いご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、下記のとおり要領を一部改正しますのでお知らせします。

１　改正点

押印の廃止に伴い、様式を改正する。

(1) 押印廃止

・　様式１　　現場代理人の兼任申請書

２　施行日等

令和４年４月１日以降、入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

問い合わせ先　契約検査課　契約･検査担当
電話(0547)36-7220
FAX (0547)37-8200
E-mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp